

佐久市建築設計等委託業務成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「佐久市建設工事等成績評定要綱」(平成17年佐久市告示第106号。以下「評定要綱」という。)の規定に基づき、評定要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象とする委託業務は、評定要綱第2条に規定する評定の範囲のうち、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 建築設計業務(建築工事に係る計画策定業務並びに建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。)
- 二 建築又は建築設備に関する診断業務

(評定の方法)

第3条 評定は評定要綱第5条の規定により、委託業務ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定の結果は、様式第1号「建築設計等委託業務成績評定表」、もしくは、「建築設計(耐震診断)業務成績評定表」(以下「評定表」という。)に記録するものとする。
- 3 評定は、次の各号に定める採点表及び別添の「佐久市建築設計等委託業務成績評定要領の運用」により実施するものとする。
 - 一 前条第1項の業務に係る採点表 様式第2号「建築設計業務成績採点表」
 - 二 前条第2項の業務に係る採点表 様式第3号「建築設計(診断業務)業務成績採点表」
- 4 項目別評定点は、様式第4号「項目別評定表」に記録するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の規程は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約に係る建築設計等委託業務の評定に適用し、施行日前に締結した契約に

係る建築設計等委託業務の評定については、なお従前の要綱により、この要領は適用しない。

- 3 前項の規程にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日以後に完了する建築設計等委託業務の評定については、当該建築設計等委託業務に係る契約が施行日前に締結されたものであっても、この要領の規程を適用する。

附 則（平成 20 年 9 月 1 日）

- 1 改正した要領は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 改正した要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（経過処置）

- 2 前項の規程にかかわらず、第 4 条の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に、完了した業務から適用し、平成 24 年 4 月 1 日前に評定結果の通知をするものについては適用しない。